

個別接種促進のための支援事業に関するQ&A

※国のQ&Aを抜粋したものです。実際の運用・解釈は厚生労働省の補助金交付要綱等に従うこととなりますので、あらかじめご了承ください。
広島県健康福祉局ワクチン政策担当作成 (R4.7.27更新)

Q1	1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか。	A1	日曜日から土曜日で算定することとしています。
Q2	1日50人の範疇に産業医が契約企業に赴き行う集団接種(65歳以下含む)の人数は含まれるのか。	A2	市町が実施する集団接種での接種回数は対象外です。
Q3	接種回数のカウントについて、診療所や病院の入院患者に接種した回数もカウントに入れてよいか。	A3	本事業において対象者の別は問いません。 医療従事者や高齢者施設従事者、診療所や病院の入院患者等を対象とした接種も含めて問題ありません。
Q4	接種回数には、集団接種である大規模接種会場・市町特設会場の実績は含まれないとされているが、職域接種も対象外か。	A4	企業内診療所が実施した場合や、外部の医療機関が企業に出張して実施した場合は、「個別接種促進のための支援事業」の対象となりません。 一方、社員が外部の医療機関に向いて職域接種を実施した場合は、当該外部の医療機関において「個別接種促進のための支援」の対象となります。(個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せしてください。) ただし、中小企業や大学等以外の大企業等の職域接種の場合は対象外です。
Q5	医療機関が市町の施設を借りて接種を行う場合は、集団接種となるのか。	A5	医療機関が実施するものは、場所に関わらず「個別接種」となります。

<p>Q6 市町が接種場所の提供を行い、その会場で診療所が実施主体として接種を実施する場合には個別接種の対象となるのか。(接種費用の請求についても診療所が実施している場合)</p>	<p>A6 個別接種として実施している場合は、場所に関わらず個別接種促進の支援策の対象となります。 なお、一医療機関に対して市町が接種場所の便宜を図ることについては、適切に理由を整理してください。</p>
<p>Q7 コロナワクチンの接種施設としての登録(通常の利用請求)は「病院」名で行っているが、実際に使用している接種会場は併設する「診療所」であり、対応するスタッフの多くが「診療所」のスタッフである場合、「診療所」として本件事業を請求することは可能か。</p>	<p>A7 個別接種促進のための支援策は、個別接種を規定の回数以上行う場合に適用されるものであるため、接種費用の請求と主体が異なることはありません。</p>
<p>Q8 診療所や病院での接種実績には、予診のみとなった場合も含めてよいのか。</p>	<p>A8 当該事業は、接種回数に対する支援のため、予診のみの場合は実績に含めないでください。</p>
<p>Q9 個別接種促進のための支援について、実施期間はいつまでか。</p>	<p>A9 令和4年度の実施期間は、令和4年4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・令和5年1月、2月・3月のそれぞれにおいて、当該期間内に要件を満たす週が4週以上ある場合に支援の対象となります。 例えば、6月・7月中に4週を満たしたものの、8月・9月中には4週を満たさなかった場合は、前者(7月末まで)は支援の対象ですが、後者(8月・9月中)は支援の対象になりません。</p>
<p>Q10 病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合、当該場所における接種は、診療所に対する個別接種促進のための支援の対象となるのか。</p>	<p>A10 診療所を開設してその診療所での接種実績については、診療所に対する個別接種促進のための支援の対象となります。(病院での実績と合算はできません。)</p>

<p>Q11 50回／1日を計算するにあたって、深夜12時を超えて接種した日があった場合は、どのように計算すればよいのか。</p>	<p>A11 1日の考え方は、0時から24時までで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。</p>
<p>Q12 診療所に対する支援のうち、週100回以上の接種及び週150回以上の接種に係る4週間の要件は、連続した週である必要があるのか。</p>	<p>A12 4週間の考え方は、期間内で通算4週間で、必ずしも連続して4週間という意味ではありません。</p>
<p>Q13 診療所への接種回数に応じた加算について、週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり加算されるが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか。</p>	<p>A13 対象となりません。</p>
<p>Q14 令和4年5月の最終週、令和4年7月の最終週、令和4年9月の最終週、令和4年11月、令和5年1月、令和5年3月はそれぞれ令和4年6月・8月・10月・12月・令和5年2月・4月の第1週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、5月・7月・9月・11月・1月・3月の末日か、それとも最終週が属する土曜日(6月5日、8月6日、10月1日、12月3日、2月4日、4月1日)のいずれか。また、1月・3月の取扱いについてはどうか。</p>	<p>A14 令和4年5月、7月、9月、11月、令和5年1月についてはそれぞれの月の末日が属する週の土曜日(6月5日、8月6日、10月1日、12月3日及び2月4日)です。令和5年3月については3月31日です。</p>
<p>Q15 「医師・看護師等」の看護師等はどこまで含まれるのか。受付業務や接種者の補助の役割を担う事務員やその他の医療従事者、駐車場の誘導員等を派遣会社から雇用した場合にも対象となるのか。</p>	<p>A15 本事業の対象は、特別な体制に含まれ接種業務に従事した方です。(接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員は対象外) 職種は限定されていませんので、薬剤師やワクチン接種会場の事務職員も含まれます。また、当該病院でコロナワクチン接種を行ったために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、コロナワクチン接種に係る特別な体制の必要人員として配置したのであれば、コロナワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。 ただし、対象となる日は、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、期間内に4週間以上ある場合で、条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。</p> <p>※「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」で対象となる「看護師等」については、薬剤師や事務職員を含みませんので、ご注意ください。</p>

<p>Q16 病院で特別な体制を組んで50回以上／日の接種を対象期間中に4週以上行う場合の支援について、ワクチン接種の準備や後始末の時間も対象に含まれるのか。</p>	<p>A16 含まれます。 ワクチン接種業務に従事している時間であれば、ワクチン接種のために待機している医師や、接種の補助又は見回りをしている看護師についても対象となります。</p>
<p>Q17 特別な体制を確保した病院に対する支援について、A病院で特別な体制を確保した上で、B病院へ毎週1日に限り当該体制を派遣し、B病院は当該体制をもってワクチン接種チームとして特別な体制を確保している。B病院は、A病院に対して都度一定の謝礼を支出している場合、本事業の対象となるのはA病院とB病院のいずれか。</p>	<p>A17 医療従事者を確保して特別な体制を構築して個別接種を行っているのは、B病院であるため、支援対象はB病院となります。</p>
<p>Q18 大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合又は、大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、職域接種促進のための支援の対象外であり、個別接種促進のための支援対象になるが、大学の附属病院の範囲は。</p>	<p>A18 学校教育法で定める「大学」の附属施設として設置される病院が該当します。 なお、大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合及び大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、個別接種促進のための支援の対象となります。(個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せしてください。)</p>
<p>Q19 医師の時間が2.5時間だった場合に、1時間未満の端数の取扱いはどうするのか。</p>	<p>A19 「(特別体制)医師の延べ時間」については、日曜から土曜を足しあげた週計の段階で1時間未満(分)について切り捨てることとしています。 ※「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と計算方法が異なるため、ご注意ください。</p>